

議案第1号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,593,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,880,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第11号)

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	市 税	54,610,679	3,172,000	57,782,679
	1 市 民 税	21,292,342	1,000,000	22,292,342
	2 固定資産税	23,459,025	1,974,000	25,433,025
	4 市たばこ税	2,467,285	100,000	2,567,285
	6 都市計画税	3,820,433	263,000	4,083,433
	7 事業所税	2,400,433	△168,000	2,232,433
	8 入 湯 税	12,930	3,000	15,930
2	地方譲与税	766,300	63,000	829,300
	2 自動車重量税 譲与	459,000	46,000	505,000
	3 地方揮発油 譲与	147,000	17,000	164,000
6	法人事業税金 交付	630,000	187,000	817,000
	1 法人事業税金 交付	630,000	187,000	817,000
7	地方消費税 交付	8,055,000	432,000	8,487,000
	1 地方消費税 交付	8,055,000	432,000	8,487,000
10	地方特例交付金	3,557,103	△2,652,364	904,739
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特例交付金	3,180,000	△2,652,364	527,636
11	地方交付税	11,689,149	2,561,213	14,250,362
	1 地方交付税	11,689,149	2,561,213	14,250,362
13	分担金及び 負担金	299,872	20,533	320,405
	1 負 担 金	299,872	20,533	320,405
14	使用料及び 手数料	2,639,585	△63,981	2,575,604
	1 使 用 料	1,897,549	△60,853	1,836,696
	2 手 数 料	742,036	△3,128	738,908
15	国庫支出金	44,696,432	3,621,152	48,317,584
	1 国庫負担金	25,182,677	1,240,185	26,422,862
	2 国庫補助金	12,170,057	2,480,188	14,650,245
	3 国庫交付金	7,327,298	△96,630	7,230,668

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 国庫委託金	16,400	△2,591	13,809
16	県支出金	11,058,102	△151,085	10,907,017
	1 県負担金	7,925,191	57,806	7,982,997
	2 県補助金	2,351,532	△208,860	2,142,672
	3 県交付金	691,310	227	691,537
	4 県委託金	86,569	△258	86,311
17	財産収入	576,989	△114,406	462,583
	1 財産運用収入	295,261	6,141	301,402
	2 財産売却収入	281,728	△120,547	161,181
18	寄 附 金	497,197	458,252	955,449
	1 寄 附 金	497,197	458,252	955,449
19	繰 入 金	3,985,830	△3,369,529	616,301
	1 基金繰入金	3,868,063	△3,368,695	499,368
	2 特別会計繰入金	117,767	△834	116,933
20	繰 越 金	1	2,298,454	2,298,455
	1 繰 越 金	1	2,298,454	2,298,455
21	諸 収 入	3,128,045	204,281	3,332,326
	4 受託事業収入	79,685	△6,684	73,001
	7 雑 入	1,263,396	210,965	1,474,361
22	市 債	15,325,900	△72,700	15,253,200
	1 市 債	15,325,900	△72,700	15,253,200
歳 入 合 計		162,286,184	6,593,820	168,880,004

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	878,420	△10,462	867,958
	1 議会費	878,420	△10,462	867,958
2	総務費	14,844,555	6,082,979	20,927,534
	1 総務管理費	6,997,179	6,197,681	13,194,860
	2 徴税費	1,491,352	△19,711	1,471,641
	3 市民生活費	583,186	△24,091	559,095
	4 戸籍住民基本台帳費	700,285	△12,892	687,393
	5 選挙費	189,957	△16,300	173,657
	6 統計調査費	53,975	△2,679	51,296
	7 文化スポーツ費	4,652,763	△37,684	4,615,079
	8 監査委員費	102,821	2,701	105,522
	9 人事委員会費	73,037	△4,046	68,991
3	民生費	81,875,341	1,363,584	83,238,925
	1 社会福祉費	33,994,067	237,885	34,231,952
	2 生活保護費	17,498,956	1,003,389	18,502,345
	3 児童福祉費	26,151,079	69,719	26,220,798
	5 年金保険費	3,687,078	64,360	3,751,438
	6 市民福祉費	531,945	△11,769	520,176
4	衛生費	11,884,847	202,176	12,087,023
	1 保健衛生費	7,053,612	406,531	7,460,143
	2 清掃費	4,652,353	△193,191	4,459,162
	3 環境保全費	178,882	△11,164	167,718
5	農林水産業費	1,136,489	△19,536	1,116,953
	1 農業費	799,809	△18,180	781,629
	2 農林緑花費	120,144	△3,911	116,233
	3 水産業費	216,536	2,555	219,091
6	商工費	4,699,687	△212,104	4,487,583
	1 商工費	3,668,766	△182,587	3,486,179
	2 観光費	1,030,921	△29,517	1,001,404

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	土木費	7,388,498	△164,081	7,224,417
	1 土木管理費	957,499	△73,861	883,638
	2 道路橋梁費	2,512,981	△14,927	2,498,054
	3 河川費	364,493	△31,852	332,641
	4 都市計画費	852,906	△31,362	821,544
	5 都市計画道路費	485,814	52,467	538,281
	6 公園費	405,948	△12,949	392,999
	7 下水道費	296,490	2,584	299,074
	8 住宅費	1,512,367	△54,181	1,458,186
8	消防費	4,712,187	△24,552	4,687,635
	1 消防費	4,712,187	△24,552	4,687,635
9	教育費	9,072,787	△114,917	8,957,870
	1 教育総務費	1,990,861	△60,866	1,929,995
	2 小学校費	2,595,975	△20,540	2,575,435
	3 中学校費	834,637	△8,278	826,359
	4 高等学校費	641,754	△22,018	619,736
	5 幼稚園費	494,576	△13,989	480,587
	6 社会教育費	1,989,542	13,155	2,002,697
	7 保健体育費	525,442	△2,381	523,061
10	公債費	16,725,508	△555,848	16,169,660
	1 公債費	16,725,508	△555,848	16,169,660
11	諸支出金	8,513,288	39,865	8,553,153
	1 公営企業費	8,513,288	39,865	8,553,153
13	災害復旧費	484,577	6,716	491,293
	1 令和3年度発生 土木施設災害復旧費	467,000	6,716	473,716
	歳出合計	162,286,184	6,593,820	168,880,004

第2表

債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
有吉佐和子記念館管理運営事業	令和4年度 ～ 令和8年度	49,795
合 計		49,795

第3表

地方債補正

1 追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木工事負担金	27,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
水路維持事業	22,600	〃	〃	〃
計	49,600			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山城前広場整備事業	14,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	12,400	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
情報設備整備事業	186,800	〃	〃	〃	-			
市民会館整備事業	2,883,600	〃	〃	〃	2,827,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
介護施設整備事業	8,500	〃	〃	〃	4,600	〃	〃	〃
斎場整備事業	62,400	〃	〃	〃	61,000	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
保健所設備整備事業	300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還利率を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。				
公用自動車購入事業	10,000	"	"	7,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還利率を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	
清掃運搬施設整備事業	14,400	"	"	11,700	"	"	"	
環境保全事業	5,200	"	"	3,900	"	"	"	
農業施設整備事業	155,700	"	"	138,900	"	"	"	
沿岸漁場整備開発事業	9,000	"	"	3,800	"	"	"	
和歌山城公園整備事業	9,400	"	"	9,100	"	"	"	
道路施設改善事業	88,300	"	"	95,600	"	"	"	
地方道整備事業	574,000	"	"	618,200	"	"	"	
河川整備事業	84,600	"	"	42,900	"	"	"	
準用河川改修事業	118,000	"	"	82,700	"	"	"	
都市計画渠工事負担金	118,200	"	"	170,600	"	"	"	
住宅改善事業	152,900	"	"	99,700	"	"	"	
消防施設整備事業	215,000	"	"	202,400	"	"	"	
小学校施設整備事業	320,600	"	"	319,100	"	"	"	

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校校舎増築事業	146,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還利率を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	132,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により償還期間及び償還利率を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
中学校施設整備事業	91,300	"	"	33,600	"	"	"	
高等学校施設整備事業	7,400	"	"	5,000	"	"	"	
コミュニティセンター整備事業	46,100	"	"	44,300	"	"	"	
令和3年度発生土木施設災害復旧事業	180,100	"	"	186,800	"	"	"	
水道事業会計出資金	745,400	"	"	962,300	"	"	"	
計	15,325,900				15,203,600			

議案第2号

令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,892,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第3号)

(単位 千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険料		7,020,061	△3,708,145	3,311,916
		1 国民健康保険料	7,020,061	△3,708,145	3,311,916
3	県支出金		28,526,702	531,107	29,057,809
		2 県交付金	28,467,086	531,107	28,998,193
4	繰入金		3,633,932	64,549	3,698,481
		1 一般会計繰入金	3,633,932	64,549	3,698,481
5	繰越金		1	3,599,528	3,599,529
		1 繰越金	1	3,599,528	3,599,529
7	国庫支出金		-	16,995	16,995
		1 国庫補助金	-	16,995	16,995
歳入合計			39,388,594	504,034	39,892,628

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		573,540	△22,549	550,991
	1 総務管理費	573,540	△22,549	550,991
2 保険給付費		28,208,085	510,124	28,718,209
	1 療養諸費	24,586,800	394,000	24,980,800
	2 高額療養費	3,486,600	135,000	3,621,600
	4 出産育児諸費	113,057	△15,029	98,028
	5 葬祭諸費	19,500	△4,350	15,150
	6 傷病手当諸費	1,828	503	2,331
5 保健事業費		358,736	△29,529	329,207
	1 特定健康診査等事業費	301,318	△21,564	279,754
	2 保健事業費	57,418	△7,965	49,453
6 公債費		4,439	△1,674	2,765
	1 公債費	4,439	△1,674	2,765
7 諸支出金		145,334	47,662	192,996
	1 償還金及び金	145,334	47,662	192,996
歳出合計		39,388,594	504,034	39,892,628

議案第3号

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,766千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		233,118	△5,738	227,380
	1 使用料	233,117	△5,738	227,379
3 繰入金		165,341	△109,759	55,582
	1 一般会計繰入金	165,341	△109,759	55,582
4 諸収入		117,966	96,731	214,697
	1 雑入	117,966	96,731	214,697
歳入合計		521,725	△18,766	502,959

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		450,915	△17,024	433,891
	1 卸売市場費	450,915	△17,024	433,891
2 公債費		70,710	△1,742	68,968
	1 公債費	70,710	△1,742	68,968
歳出合計		521,725	△18,766	502,959

議案第4号

令和3年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,751千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,679,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		1,655,790	△38,751	1,617,039
	1 雑入	1,655,790	△38,751	1,617,039
歳入合計		1,717,969	△38,751	1,679,218

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		433,735	△7,454	426,281
	1 公債費	433,735	△7,454	426,281
3 前年度繰上金		1,259,232	△31,297	1,227,935
	1 前年度繰上金	1,259,232	△31,297	1,227,935
歳出合計		1,717,969	△38,751	1,679,218

議案第5号

令和3年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,354千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ883千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	繰入金	7,135	△6,298	837
	1 東和歌山第二地区 土地画整理事業 一般会計繰入金	7,135	△6,298	837
2	諸収入	102	△56	46
	1 東和歌山第二地区 土地画整理事業雑入	102	△102	0
	2 東和歌山第一地区 土地画整理事業雑入	-	46	46
歳入合計		7,237	△6,354	883

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	東和歌山第二地区 土地画整理事業費	7,237	△6,400	837
	1 東和歌山第二地区 土地画整理事業費	7,237	△6,400	837
2	諸支出金	-	46	46
	1 東和歌山第一地区 土地画整理事業繰出金	-	46	46
歳出合計		7,237	△6,354	883

議案第6号

令和3年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,279千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		46,592	△6,279	40,313
	1 貸付金収入	46,592	△6,279	40,313
歳入合計		46,592	△6,279	40,313

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅改修資金貸付事業費		592	△592	0
	1 住宅改修資金貸付事業費	592	△592	0
2 前年度繰上金		46,000	△5,687	40,313
	1 前年度繰上金	46,000	△5,687	40,313
歳出合計		46,592	△6,279	40,313

議案第7号

令和3年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,383千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ614,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

（単位 千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		620,197	△5,383	614,814
	2 雑入	357,368	△5,383	351,985
歳入合計		620,197	△5,383	614,814

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅新築資金貸付事業費		6,315	△3,634	2,681
	1 住宅新築資金貸付事業費	6,315	△3,634	2,681
2 前年度繰上金		613,882	△1,749	612,133
	1 前年度繰上金	613,882	△1,749	612,133
歳出合計		620,197	△5,383	614,814

議案第8号

令和3年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		255,624	△2,571	253,053
	2 雑入	122,413	△2,571	119,842
歳入合計		255,624	△2,571	253,053

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 宅地取得資金貸付事業費		3,341	△1,498	1,843
	1 宅地取得資金貸付事業費	3,341	△1,498	1,843
2 前年度繰上金充用		252,283	△1,073	251,210
	1 前年度繰上金充用	252,283	△1,073	251,210
歳出合計		255,624	△2,571	253,053

議案第9号

令和3年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,703千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,743,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		233,474	△33,572	199,902
	1 使用料	233,474	△33,572	199,902
2 繰入金		1,747	△563	1,184
	1 一般会計繰入金	1,747	△563	1,184
3 諸収入		1,537,532	4,432	1,541,964
	1 雑入	1,537,532	4,432	1,541,964
歳入合計		1,772,753	△29,703	1,743,050

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場管理費		86,204	△7,411	78,793
	1 駐車場管理費	86,204	△7,411	78,793
2 道路駐車場 管 理 費		108,249	△9,317	98,932
	1 道路駐車場 管 理 費	108,249	△9,317	98,932
3 前年度繰上 充 用 金		1,578,000	△12,975	1,565,025
	1 前年度繰上 充 用 金	1,578,000	△12,975	1,565,025
歳出合計		1,772,753	△29,703	1,743,050

議案第10号

令和3年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,403,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		98,983	3,273	102,256
	1 一般会計繰入金	98,983	3,273	102,256
歳入合計		137,106	3,273	140,379

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		81,489	3,273	84,762
	1 漁業集落排水施設管理費	81,489	3,273	84,762
歳出合計		137,106	3,273	140,379

議案第11号

令和3年度和歌山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		95,653	2,455	98,108
	1 一般会計繰入金	95,653	2,455	98,108
歳入合計		119,191	2,455	121,646

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		62,615	2,455	65,070
	1 農業集落排水施設管理費	62,615	2,455	65,070
歳出合計		119,191	2,455	121,646

議案第12号

令和3年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、

「第1表 歳入予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		254,965	35,614	290,579
	1 繰越金	254,965	35,614	290,579
3 諸収入		123,941	△35,614	88,327
	1 貸付金収入	123,931	△35,614	88,317
歳入合計		380,858	0	380,858

議案第13号

令和3年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391,847千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,057,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	介護保険料	7,654,302	△5,566	7,648,736
	1 介護保険料	7,654,302	△5,566	7,648,736
3	国庫支出金	10,525,527	△124,320	10,401,207
	1 国庫負担金	7,336,926	△69,551	7,267,375
	2 国庫補助金	5,193	2,133	7,326
	3 国庫交付金	3,183,408	△56,902	3,126,506
4	県支出金	5,533,668	△58,144	5,475,524
	1 県負担金	5,317,771	△42,573	5,275,198
	2 県交付金	215,897	△15,571	200,326
5	支払基金交付金	10,910,384	△99,431	10,810,953
	1 支払基金交付金	10,910,384	△99,431	10,810,953
6	財産収入	455	11	466
	1 財産運用収入	455	11	466
7	繰入金	6,821,428	△610,324	6,211,104
	1 一般会計繰入金	6,422,349	△211,245	6,211,104
	2 基金繰入金	399,079	△399,079	0
8	繰越金	1	505,927	505,928
	1 繰越金	1	505,927	505,928
歳入合計		41,449,714	△391,847	41,057,867

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	747,275	△142,188	605,087
	1 総務管理費	334,202	△3,058	331,144
	2 介護認定費	413,073	△139,130	273,943
2	保険給付費	38,947,943	△344,000	38,603,943
	1 介護サービス等諸費	37,661,322	△367,000	37,294,322
	3 高額医療合算介護サービス等費	149,340	20,000	169,340
	4 市町村特別給付費	10,383	1,000	11,383
	5 その他諸費	36,088	2,000	38,088
3	地域支援事業費	1,635,403	△126,154	1,509,249
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,452,488	△129,084	1,323,404
	3 包括的支援事業・任意事業費	170,559	2,930	173,489
4	基金積立金	455	48,701	49,156
	1 基金積立金	455	48,701	49,156
5	諸支出金	113,638	171,794	285,432
	1 償還金及び還付加算金	13,511	172,674	186,185
	5 重層的支援体制整備事業繰出金	100,127	△880	99,247
歳出合計		41,449,714	△391,847	41,057,867

議案第14号

令和3年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,074,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,049,154	42,108	4,091,262
	1 後期高齢者医療保険料	4,049,154	42,108	4,091,262
3 繰入金		5,836,473	△14,005	5,822,468
	1 一般会計繰入金	5,836,473	△14,005	5,822,468
4 繰越金		1	151,168	151,169
	1 繰越金	1	151,168	151,169
歳入合計		9,895,004	179,271	10,074,275

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		9,823,271	179,271	10,002,542
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	9,823,271	179,271	10,002,542
歳出合計		9,895,004	179,271	10,074,275

議案第15号

令和3年度和歌山市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和3年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度和歌山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条を次のように改める。

- (1) 給水戸数 185,653戸
- (2) 年間総配水量 47,958,000㎥
- (3) 一日平均配水量 131,392㎥
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水管整備事業 2,369,904千円
 - 配水施設整備事業 3,704,491千円
 - 原浄水施設新設改良事業 117,599千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	7,896,447千円	42,714千円	7,939,161千円
第1項 営業収益	7,289,077千円	△63,002千円	7,226,075千円
第2項 営業外収益	588,940千円	3,446千円	592,386千円
第3項 特別利益	18,430千円	102,270千円	120,700千円
	支 出		
第1款 水道事業費	7,968,192千円	235,828千円	8,204,020千円
第1項 営業費用	6,377,666千円	△86,768千円	6,290,898千円
第2項 営業外費用	906,195千円	△16,543千円	889,652千円
第3項 特別損失	654,331千円	339,139千円	993,470千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,629,140千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,792,237千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379,590千円、減債積立金462,694千円、過年度分損益勘定留保資金2,105,518千円及び当年度分損益勘定留保資金681,338千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額542,908千円、減債積立金462,694千円、過年度分損益勘定留保資金2,105,518千円及び当年度分損益勘定留保資金681,117千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	

第1款 水道事業資本的収入	3,590,509千円	1,639,798千円	5,230,307千円
第1項 企業債	2,197,700千円	921,800千円	3,119,500千円
第2項 出資金	745,449千円	216,861千円	962,310千円
第3項 補助金	554,586千円	478,333千円	1,032,919千円
第4項 負担金	89,740千円	22,439千円	112,179千円
第5項 固定資産売却代金	3,034千円	365千円	3,399千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	7,219,649千円	1,802,895千円	9,022,544千円
第1項 建設改良費	4,408,322千円	1,802,721千円	6,211,043千円
第3項 その他資本的支出	-千円	174千円	174千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	1,289,100千円	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	1,771,700			
施設整備事業	58,700			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,207,172千円	30,902千円	1,238,074千円

第7条 予算第10条中「11,144千円」を「8,921千円」に改める。

第8条 予算第11条中「224,262千円」を「196,983千円」に改める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第16号

令和3年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和3年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度和歌山市工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条を次のように改める。

- (1) 給水工場数 44工場
- (2) 年間総配水量 86,885,000 m³
- (3) 一日平均配水量 238,041 m³
- (4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 85,412千円

原浄水施設新設改良事業 637,134千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,359,257千円	16,510千円	2,375,767千円
第1項 営業収益	2,262,331千円	17,009千円	2,279,340千円
第2項 営業外収益	96,926千円	△499千円	96,427千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費	1,856,404千円	△37,377千円	1,819,027千円
第1項 営業費用	1,705,146千円	△63,656千円	1,641,490千円
第2項 営業外費用	141,258千円	26,279千円	167,537千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,601千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,460,333千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,115千円、減債積立金31,212千円及び過年度分損益勘定留保資金322,274千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,683千円、減債積立金579,404千円及び過年度分損益勘定留保資金817,246千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業資本的収入	1,142,030千円	△136,400千円	1,005,630千円
第2項 補助金	150,200千円	△136,400千円	13,800千円
支 出			

第1款 工業用水道事業資本的支出 1,567,631千円 898,332千円 2,465,963千円

第1項 建設改良費 828,534千円 △101,668千円 726,866千円

第3項 投資 一千円 1,000,000千円 1,000,000千円

第5条 予算第5条の表中次の表を改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
工水改築事業	令和4年度から令和6年度まで	1,808,800千円	令和4年度	17,654千円

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	274,247千円	△22,902千円	251,345千円

第7条 予算第10条中「3,036千円」を「1,664千円」に改める。

第8条 予算第11条中「61,387千円」を「48,308千円」に改める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第17号

令和3年度和歌山市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和3年度和歌山市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度和歌山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条を次のように改める。

- (1) 処理面積 2,435 ha
- (2) 年間処理水量 31,640,000 m³
- (3) 一日平均処理水量 86,685 m³
- (4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	2,056,434千円
ポンプ場整備事業	1,162,391千円
処理場整備事業	300,794千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	12,241,075千円	△219,788千円	12,021,287千円
第1項 営業収益	6,592,163千円	△234,069千円	6,358,094千円
第2項 営業外収益	5,616,572千円	10,820千円	5,627,392千円
第3項 特別利益	32,340千円	3,461千円	35,801千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	11,229,847千円	△118,676千円	11,111,171千円
第1項 営業費用	9,835,247千円	△62,149千円	9,773,098千円
第2項 営業外費用	1,377,600千円	△56,527千円	1,321,073千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,863,598千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,910,923千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額144,707千円、当年度分損益勘定留保資金3,868,986千円、繰越利益剰余金処分額248,641千円及び当年度利益剰余金処分額601,264千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,564千円、減積立金291,573千円、当年度分損益勘定留保資金2,874,522千円及び当年度利益剰余金処分額601,264千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	6,744,863千円	1,016,739千円	7,761,602千円

第1項 企業債	4,001,300千円	△29,000千円	3,972,300千円
第2項 補助金	1,987,475千円	△64千円	1,987,411千円
第3項 負担金	722,748千円	45,803千円	768,551千円
第6項 他会計からの長期借入金	—千円	1,000,000千円	1,000,000千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	11,608,461千円	64,064千円	11,672,525千円
第1項 建設改良費	3,463,330千円	64,064千円	3,527,394千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,780,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	472,200			
資本費平準化債	1,719,300			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	912,553千円	△88,300千円	824,253千円

第7条 予算第10条中「7,753,659千円」を「7,580,258千円」に改める。

第8条 予算第12条中「212,483千円」を「193,852千円」に改める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第18号

和歌山市民会館整備基金条例を廃止する条例の制定について
和歌山市民会館整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市民会館整備基金条例を廃止する条例

和歌山市民会館整備基金条例（平成28年条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。

議案第19号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

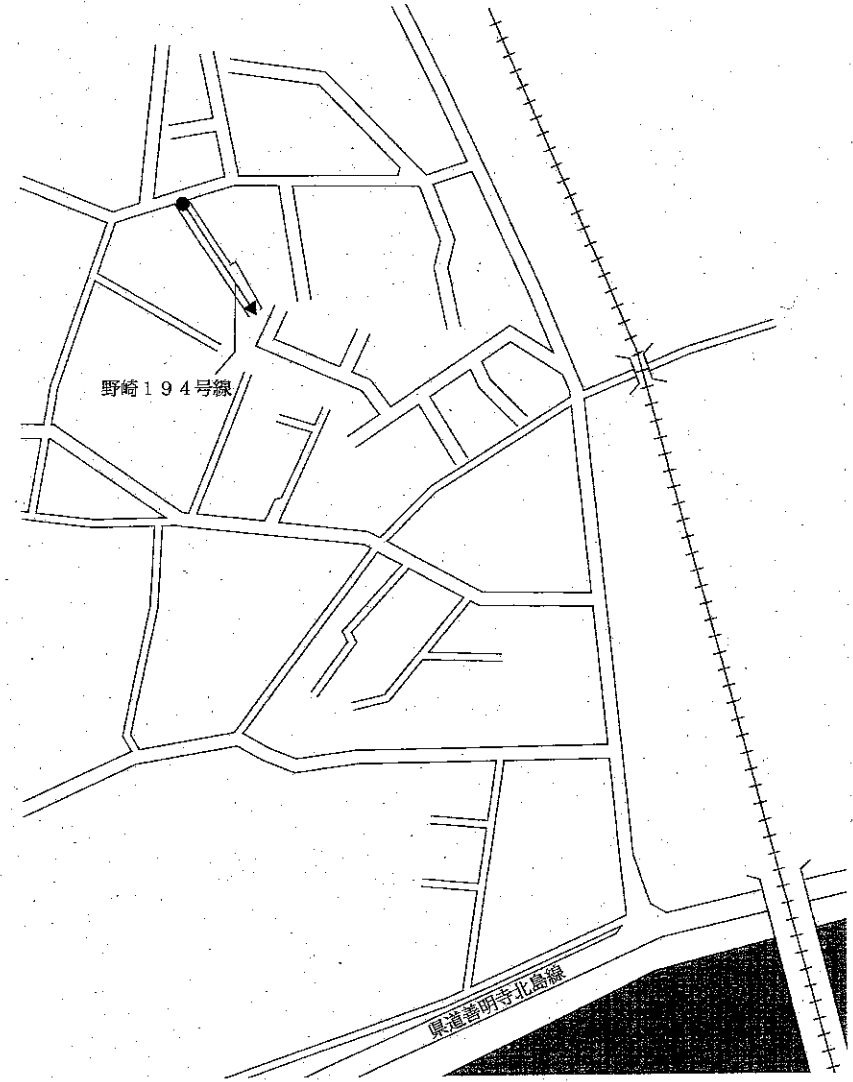
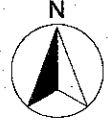
令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

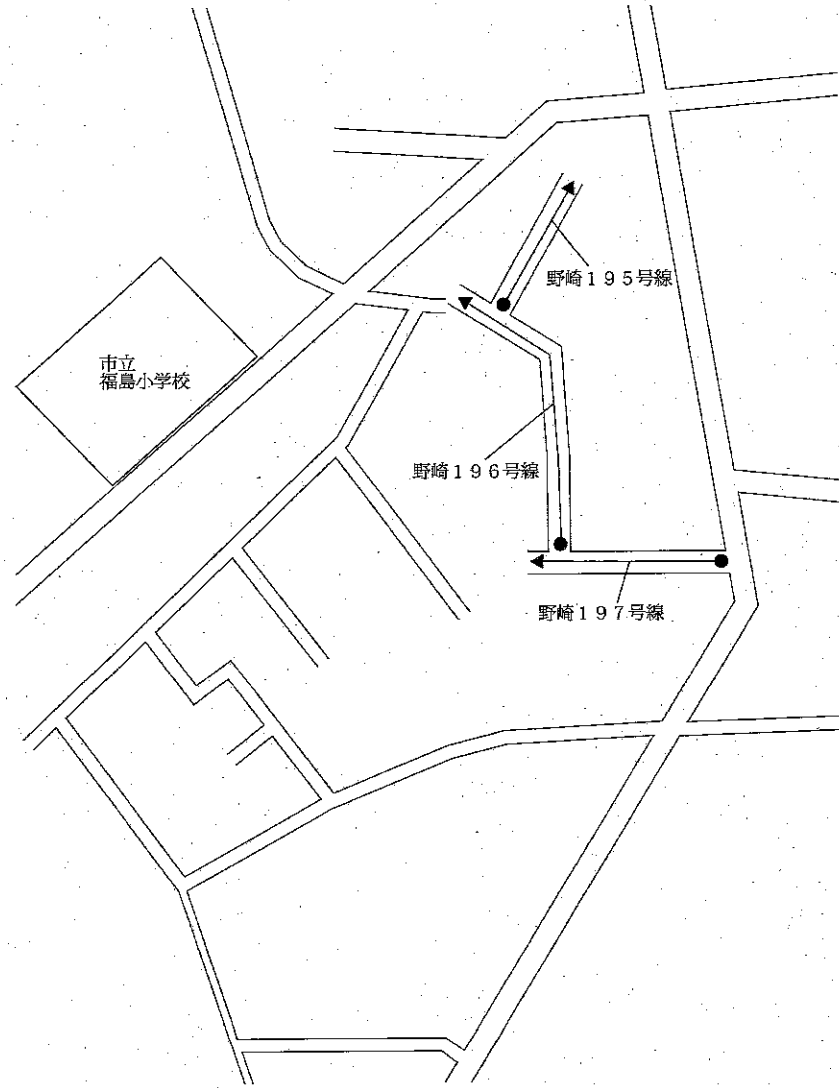
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
18-194	野崎194号線	和歌山市福島 和歌山市福島		
18-195	野崎195号線	和歌山市福島 和歌山市福島		
18-196	野崎196号線	和歌山市福島 和歌山市福島		
18-197	野崎197号線	和歌山市福島 和歌山市福島		
22-129	藤戸台129号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-130	藤戸台130号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-131	藤戸台131号線	和歌山市栄谷 和歌山市中		
25-158	岡崎158号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
26-322	西脇322号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-323	西脇323号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-324	西脇324号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-325	西脇325号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-326	西脇326号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-327	西脇327号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-328	西脇328号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-329	西脇329号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-330	西脇330号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-331	西脇331号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-332	西脇332号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
30-136	東山東136号線	和歌山市平尾 和歌山市平尾		
34-208	小倉208号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
37-220	紀伊220号線	和歌山市北野 和歌山市北野		
37-221	紀伊221号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		
41-219	名草219号線	和歌山市内原 和歌山市内原		
41-220	名草220号線	和歌山市毛見 和歌山市布引		
41-221	名草221号線	和歌山市布引 和歌山市布引		

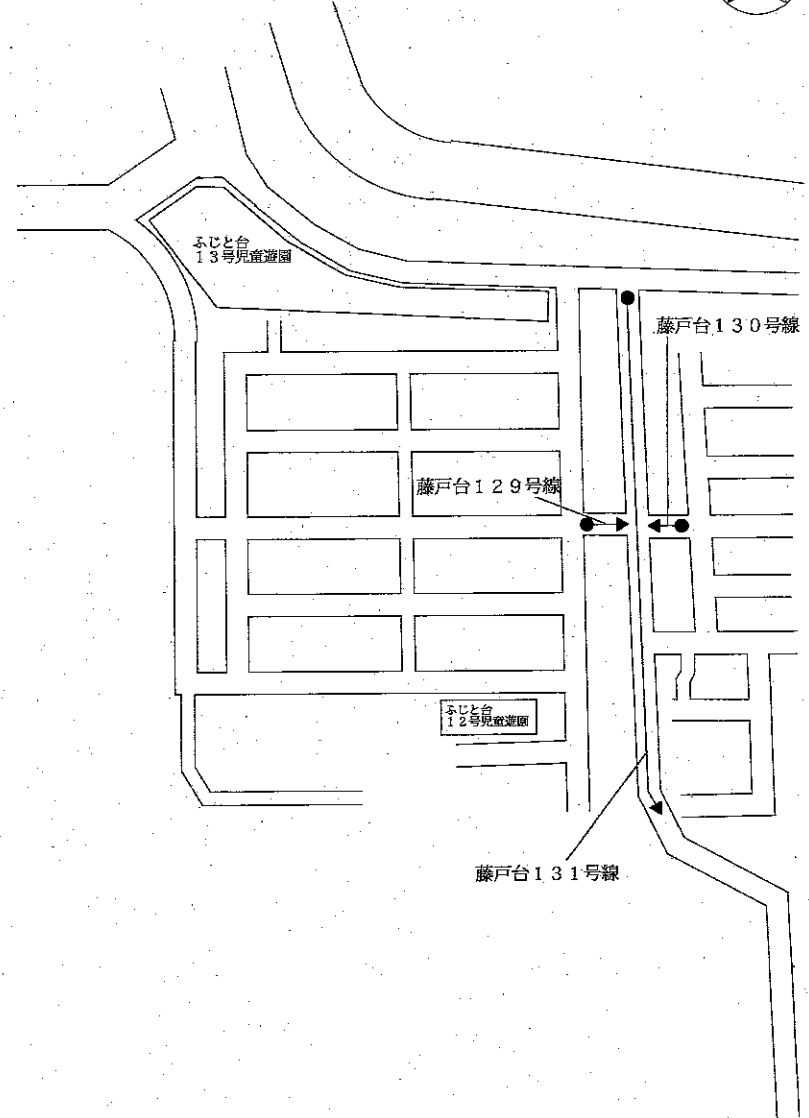
路線認定図



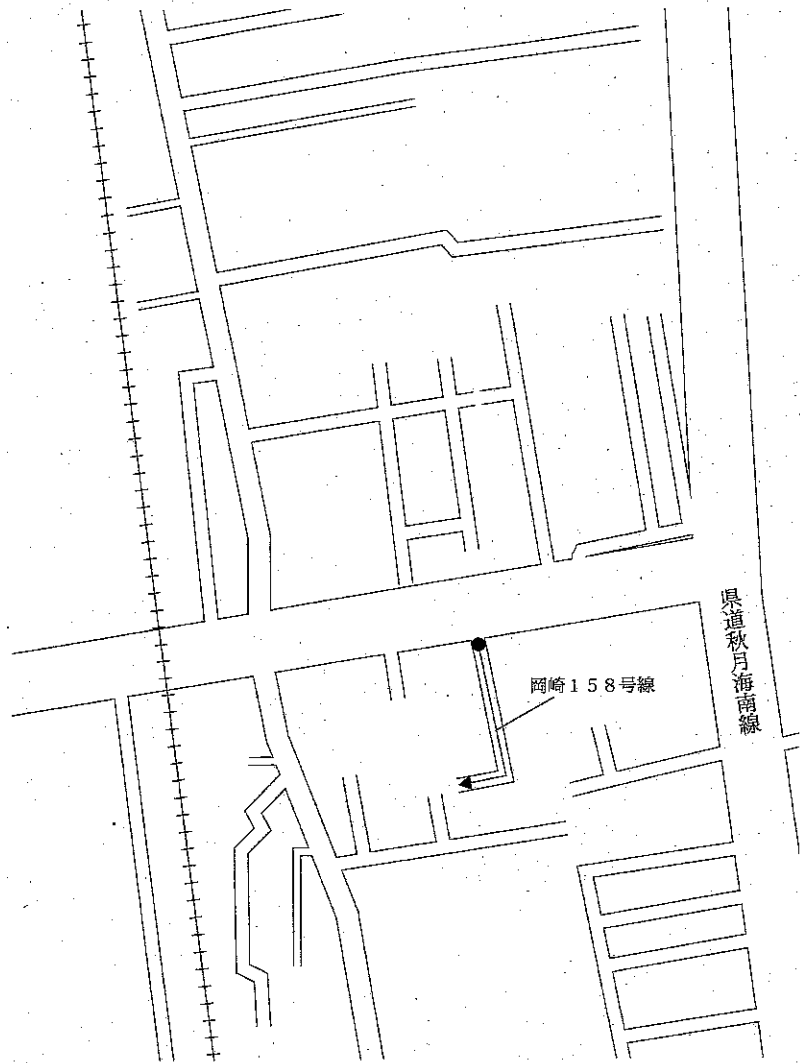
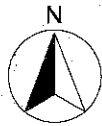
路線認定図



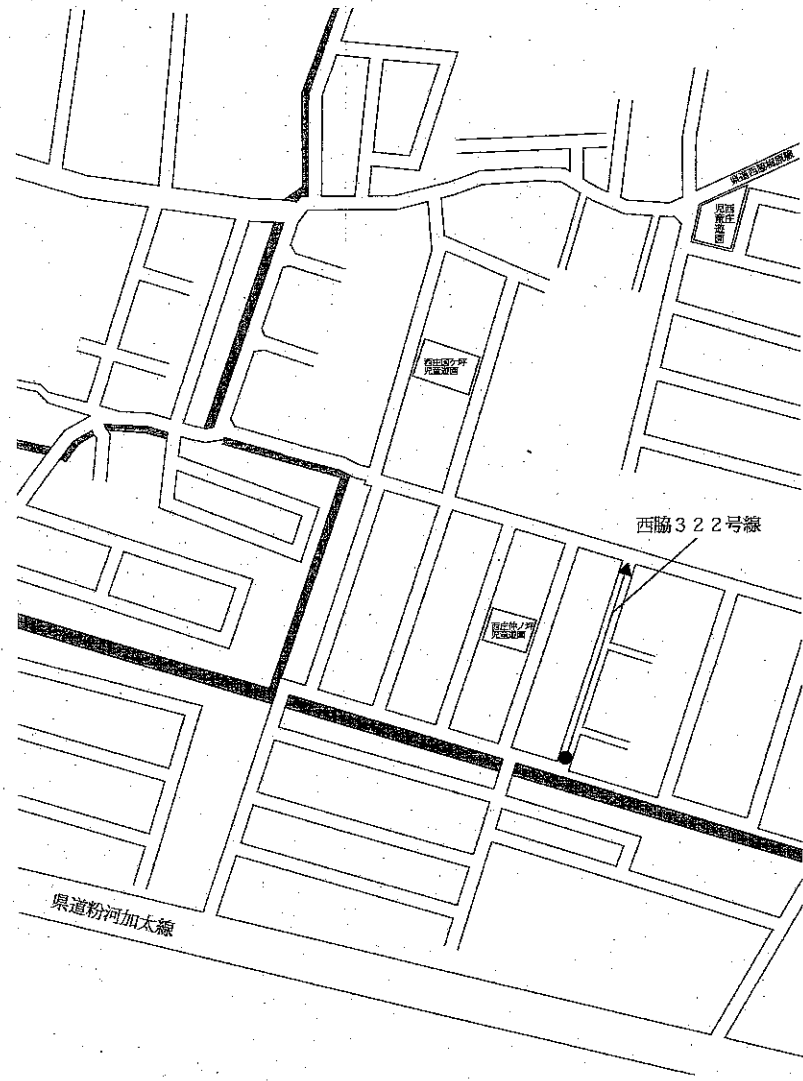
路線認定図



路線認定図



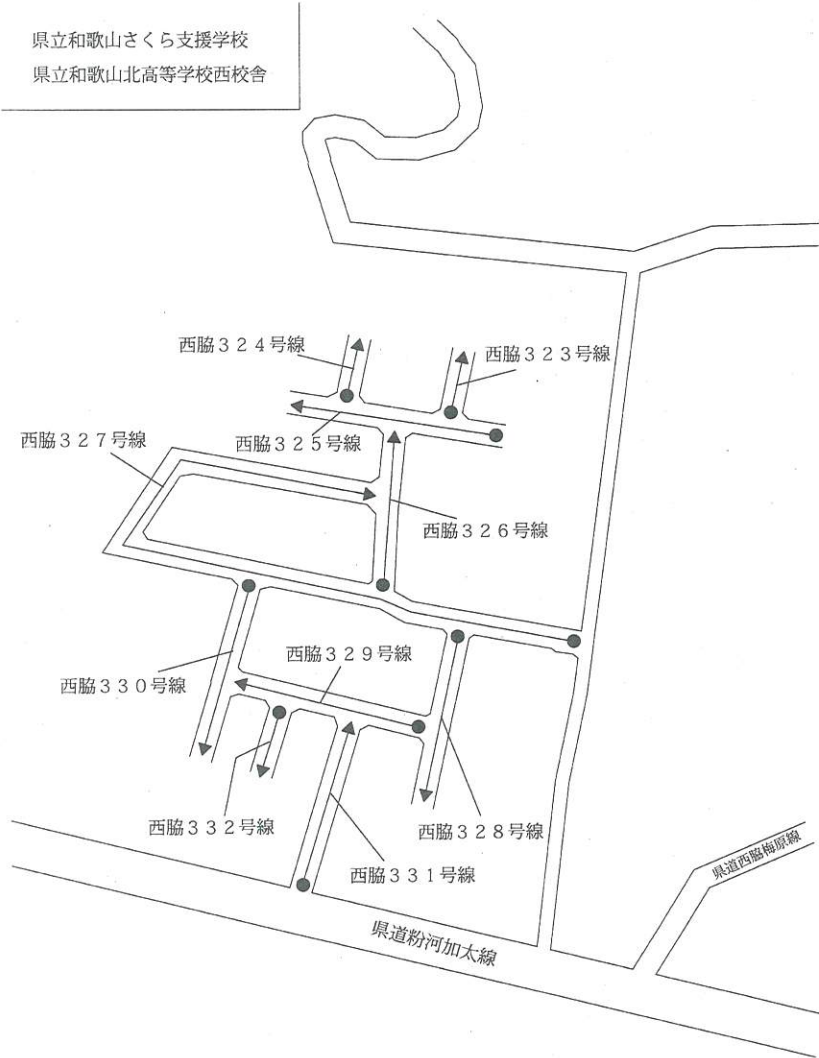
路線認定図



路線認定図



県立和歌山さくら支援学校
県立和歌山北高等学校西校舎



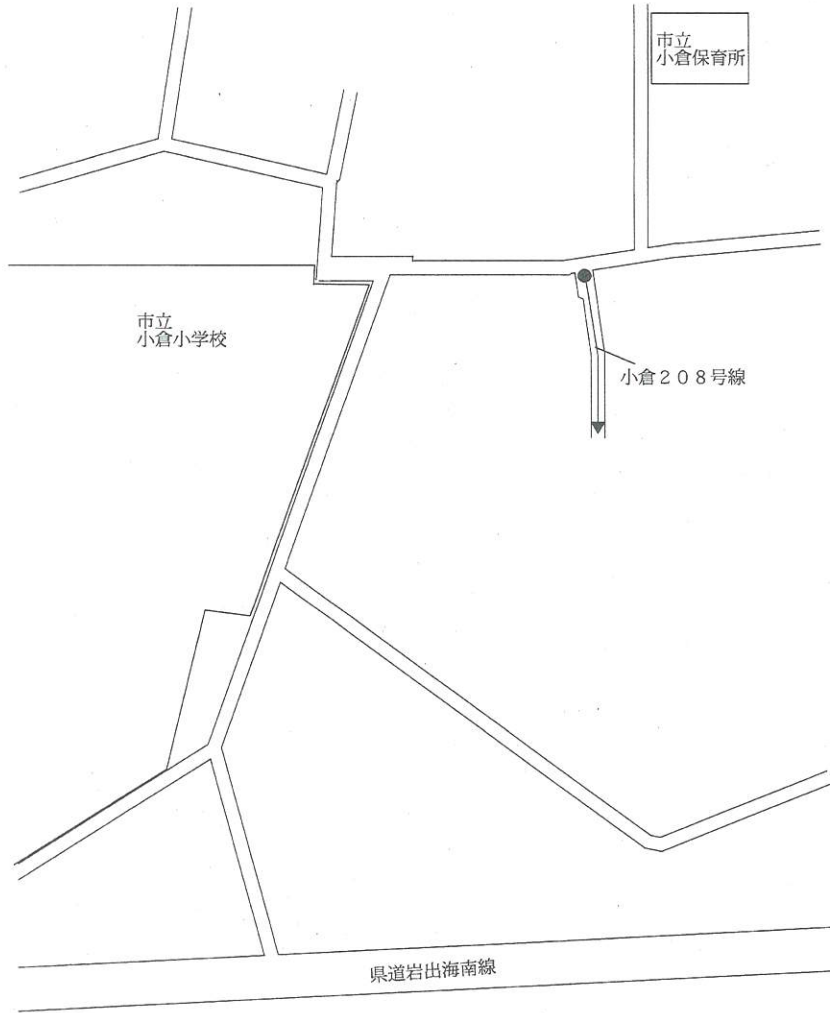
路線認定図



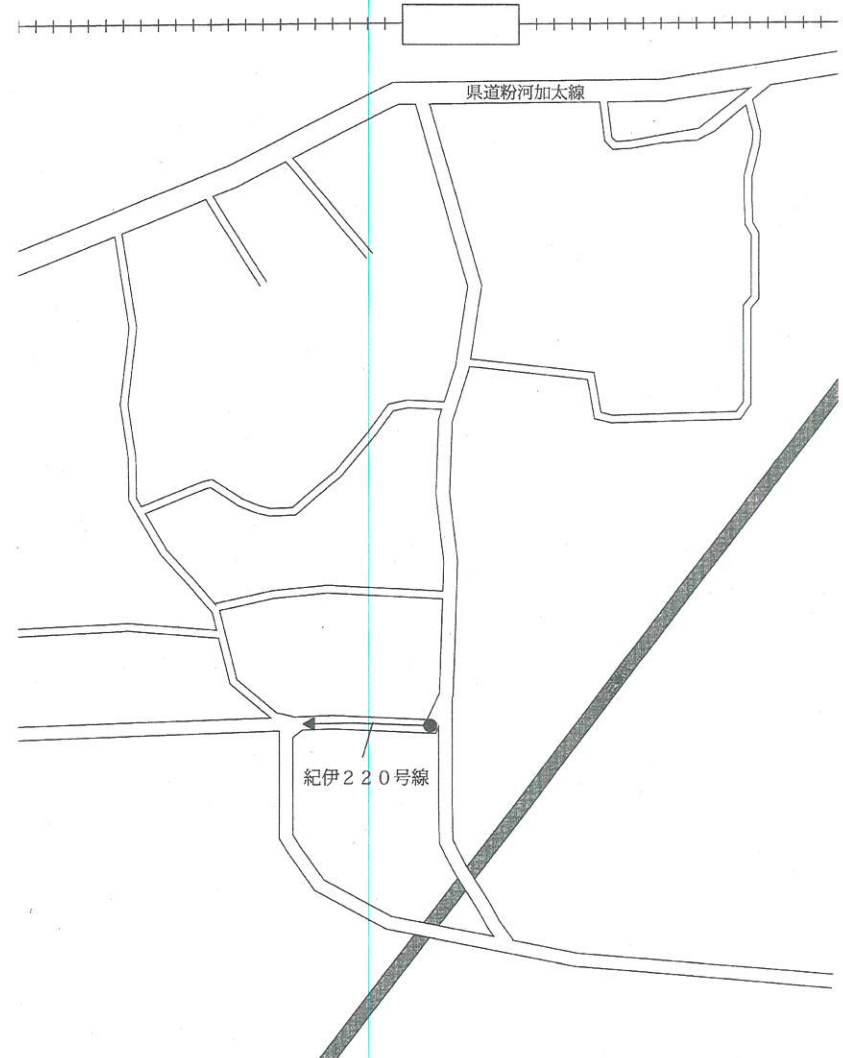
四季の郷公園



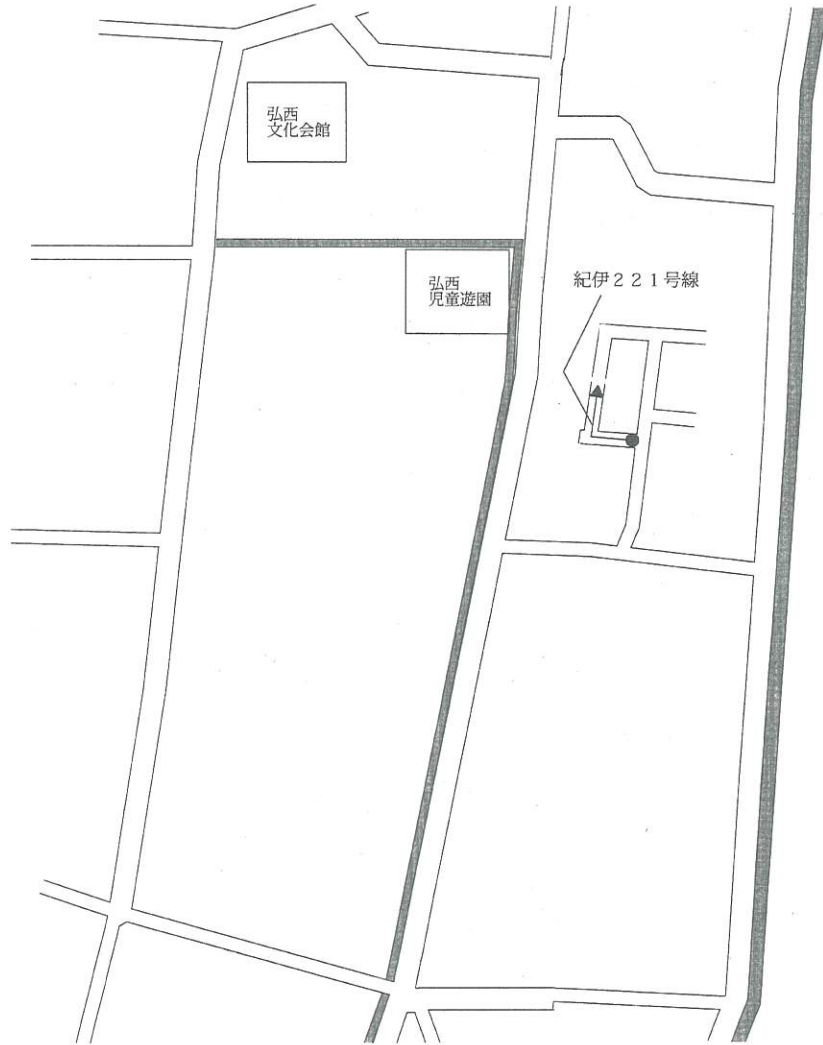
路線認定図



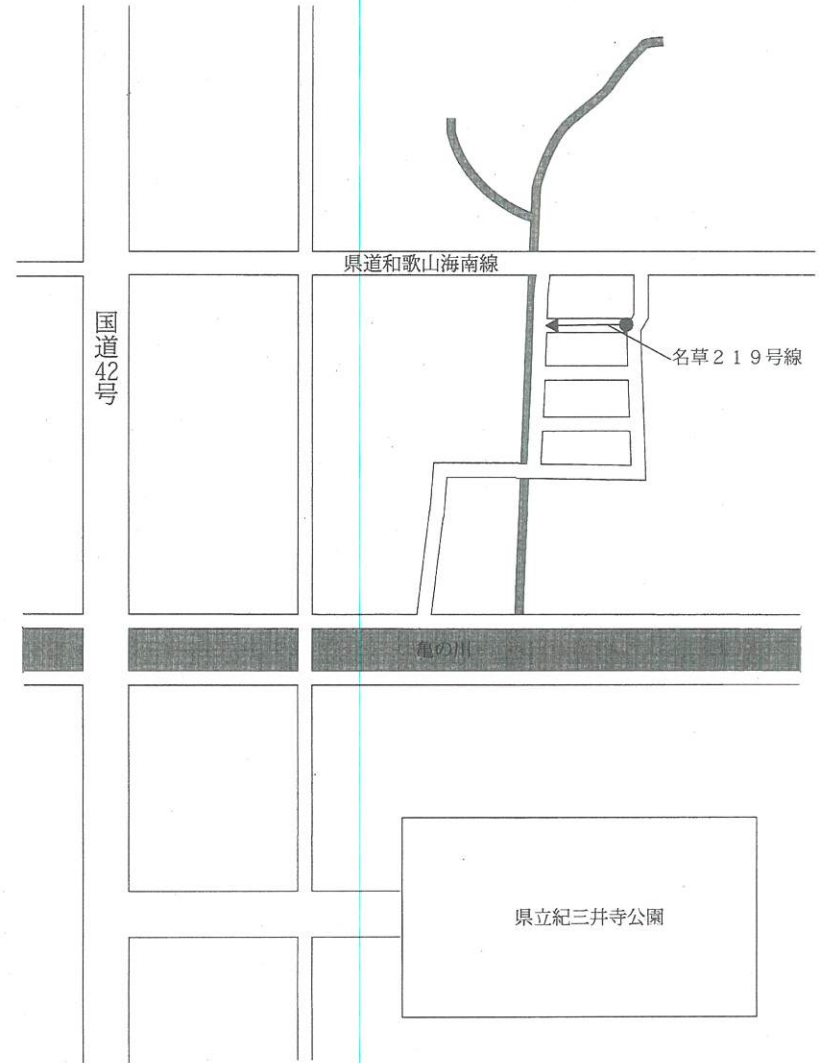
路線認定図



路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第20号

市道路線変更について

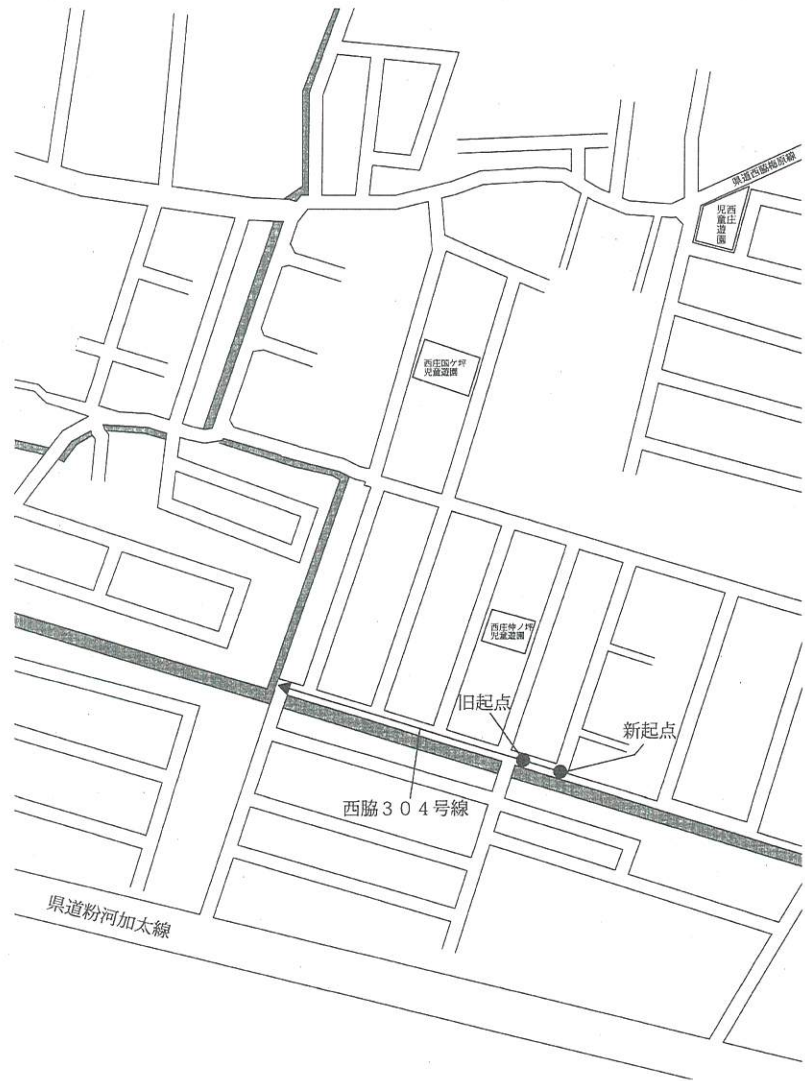
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和4年2月17日提出

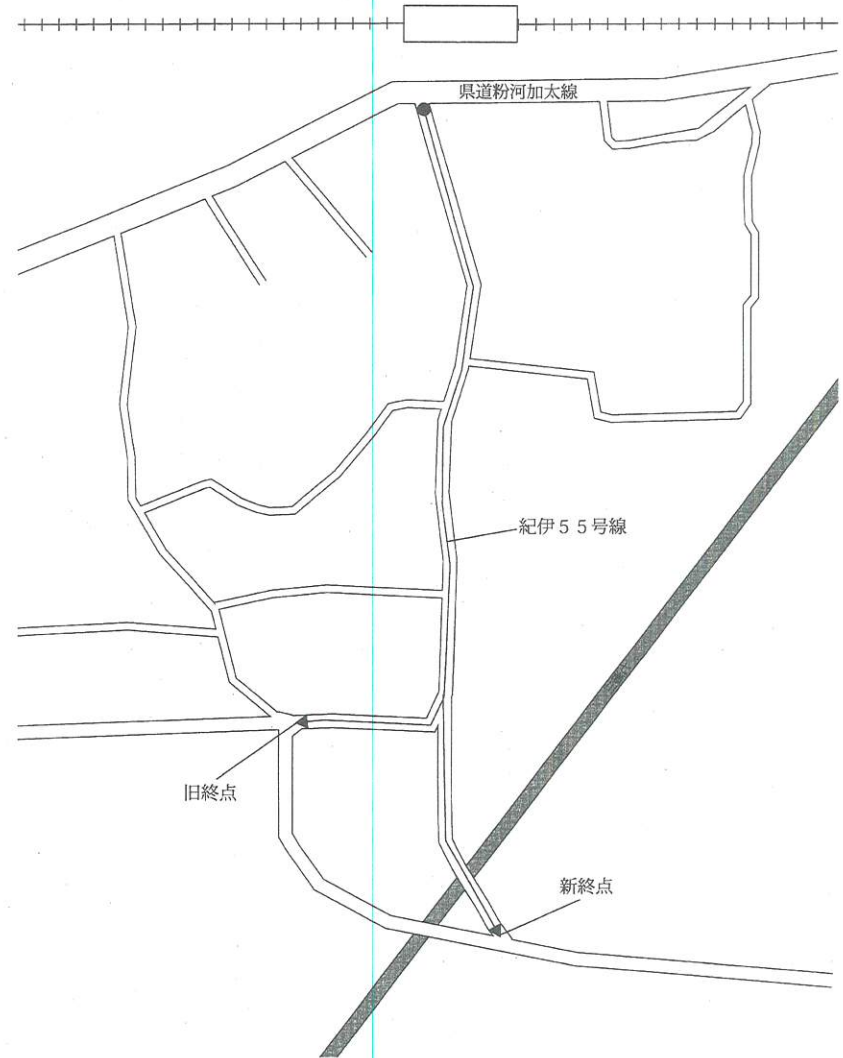
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終 点	備考
26-304	旧	西脇304号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
	新	西脇304号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	起点の変更
37-55	旧	紀伊55号線	和歌山市北野 和歌山市北野	
	新	紀伊55号線	和歌山市北野 和歌山市北野	終点の変更

路線変更図



路線変更図



議案第21号

公有水面埋立ての免許出願に対する意見について

公有水面埋立法第3条第1項の規定により和歌山県知事から諮問（令和3年12月6日付け港空第10130001号）のあった公有水面埋立てについて、次のとおり意見を述べたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 意見

港湾の整備を増進させるために必要である。

2 埋立出願の内容

(1) 出願人

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

名称 和歌山県

代表者住所 和歌山市東高松四丁目6番7号

代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

(2) 埋立ての位置及び面積

ア 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番地1及び1337番地2の地先公有水面

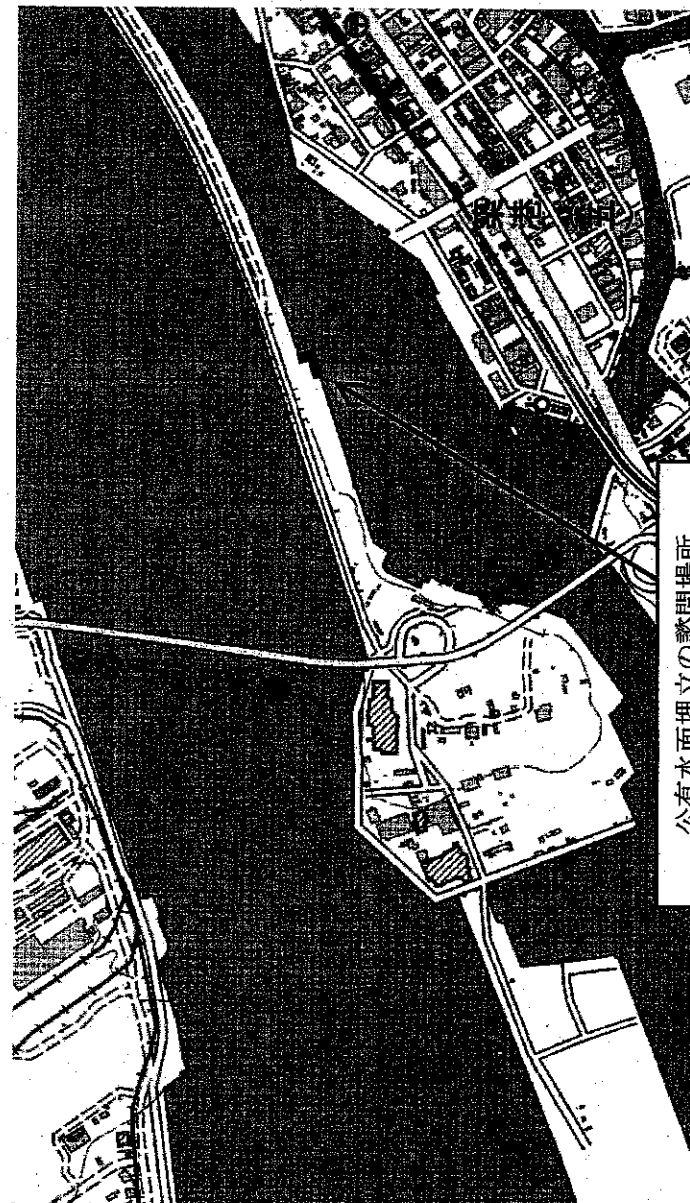
イ 面積

26.50㎡

(3) 埋立地の用途

ふ頭用地

公有水面埋立位置図



公有水面埋立の諮問場所

26.50㎡

議案第22号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立有吉佐和子記念館	まちづくり紀ノ川	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第23号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,885,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,765,373千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第12号)

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		48,317,584	1,161,966	49,479,550
	2 国庫補助金	14,650,245	724,016	15,374,261
	3 国庫交付金	7,230,668	437,950	7,668,618
16 県支出金		10,907,017	27,200	10,934,217
	2 県補助金	2,142,672	27,200	2,169,872
21 諸収入		3,332,326	3	3,332,329
	7 雑入	1,474,361	3	1,474,364
22 市債		15,253,200	1,696,200	16,949,400
	1 市債	15,253,200	1,696,200	16,949,400
歳入合計		168,880,004	2,885,369	171,765,373

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		20,927,534	△6,777	20,920,757
	1 総務管理費	13,194,860	△14,752	13,180,108
	4 戸籍住民基本台帳費	687,393	7,975	695,368
3 民生費		83,238,925	32,112	83,271,037
	1 社会福祉費	34,231,952	1,800	34,233,752
	3 児童福祉費	26,220,798	30,312	26,251,110
5 農林水産業費		1,116,953	34,620	1,151,573
	1 農業費	781,629	34,620	816,249
6 商工費		4,487,583	69	4,487,652
	1 商工費	3,486,179	69	3,486,248
7 土木費		7,224,417	1,343,800	8,568,217
	2 道路橋梁費	2,498,054	755,900	3,253,954
	3 河川費	332,641	171,000	503,641
	5 都市計画道路費	538,281	386,200	924,481
	6 公園費	392,999	30,700	423,699
	9 教育費		8,957,870	1,464,897
9 教育費	2 小学校費	2,575,435	1,048,765	3,624,200
	3 中学校費	826,359	376,751	1,203,110
	4 高等学校費	619,736	2,700	622,436
	5 幼稚園費	480,587	36,681	517,268
	11 諸支出金		8,553,153	16,648
1 公営企業費		8,553,153	16,648	8,569,801
歳出合計		168,880,004	2,885,369	171,765,373

第2表

地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	25,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	25,800			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設整備事業	138,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	146,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路施設改善事業	95,600	〃	〃	〃	105,600	〃	〃	〃
地方道整備事業	618,200	〃	〃	〃	932,400	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	400	〃	〃	〃	30,700	〃	〃	〃
準用河川改修事業	82,700	〃	〃	〃	196,700	〃	〃	〃
街路事業	182,600	〃	〃	〃	359,600	〃	〃	〃
公園施設整備事業	64,500	〃	〃	〃	80,200	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	319,100	〃	〃	〃	1,080,700	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	33,600	〃	〃	〃	273,800	〃	〃	〃
計	15,253,200				16,923,600			

議案第24号

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,075,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		5,300	81,006	86,306
	1 国庫交付金	5,300	81,006	86,306
3 繰入金		55,582	69	55,651
	1 一般会計繰入金	55,582	69	55,651
5 市債		-	491,200	491,200
	1 市債	-	491,200	491,200
歳入合計		502,959	572,275	1,075,234

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		433,891	572,275	1,006,166
	1 卸売市場費	433,891	572,275	1,006,166
歳出合計		502,959	572,275	1,075,234

第2表

地方債補正

1 追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場整備事業	491,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	491,200			

議案第25号

令和3年度和歌山市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度和歌山市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度和歌山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	2,184,182千円
ポンプ場整備事業	1,162,391千円
処理場整備事業	510,794千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,564千円、減債積立金291,573千円、当年度分損益勘定留保資金2,874,522千円及び当年度利益剰余金処分額601,264千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,144千円、減債積立金291,573千円、当年度分損益勘定留保資金2,857,942千円及び当年度利益剰余金処分額601,264千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	7,761,602千円	337,748千円	8,099,350千円
第1項 企業債	3,972,300千円	166,400千円	4,138,700千円
第2項 補助金	1,987,411千円	169,612千円	2,157,023千円
第3項 負担金	768,551千円	1,736千円	770,287千円
	支	出	
第1款 下水道事業資本的支出	11,672,525千円	337,748千円	12,010,273千円
第1項 建設改良費	3,527,394千円	337,748千円	3,865,142千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,947,200	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和3年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	472,200			
資本費平準化債	1,719,300			

第5条 予算第10条中「7,580,258千円」を「7,596,906千円」に改める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第26号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第13号)

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2	総務費		270,832
	1	総務管理費	4,700
		移住定住戦略事業	4,700
	4	戸籍住民基本台帳費	7,975
		転出・転入手続きワンストップ事業	7,975
	7	文化スポーツ費	258,157
		有吉佐和子記念館駐車場整備事業	5,650
		つつじが丘テニスコート場屋根整備事業	50,000
		つつじが丘テニスコート周辺駐車場等拠点避難地整備事業	202,507
3	民生費		6,113,488
	1	社会福祉費	6,102,054
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	6,015,900
		生産活動拡大支援事業	1,800
		老人福祉施設等整備事業	14,536
		介護施設整備事業	33,600
		介護施設防災改修等支援事業	36,218
	3	児童福祉費	11,434
		子育て世帯臨時特別給付金事業	11,434
4	衛生費		399,887
	1	保健衛生費	399,887
		畜場等施設管理事業	13,904
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	385,983
5	農林水産業費		77,840
	1	農業費	77,840
		農業施設維持事業	14,100
		農業施設改良事業	63,740
6	商工費		148,184

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	1	商工費	45,000
		企業立地対策事業	45,000
	2	観光費	103,184
		観光誘客対策事業	1,000
		観光基盤整備事業	70,994
		和歌山城公園整備事業	31,190
7	土木費		2,949,561
	2	道路橋梁費	1,749,501
		道路維持事業	108,538
		道路新設改良事業	5,055
		地方道整備事業	1,562,740
		交通安全施設整備事業	73,168
	3	河川費	309,384
		河川整備事業	28,873
		準用河川改修事業	280,511
	4	都市計画費	22,033
		都市計画決定事業	5,723
		まちづくり支援事業	7,386
		リノベーションまちづくり事業	4,900
		民間活力導入検討事業	4,024
	5	都市計画道路費	693,090
		都市計画事業県工事費負担金	131,350
		街路事業	561,740
	6	公園費	37,964
		公園整備事業	37,964
	7	下水道費	56,423
		水路維持事業	8,510
		下水道施設管理事業	18,689
		下水道整備事業	29,224

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	8 住宅費		81,166
		住宅管理事業	80,000
		民間建築物耐震改修促進事業	1,166
8 消防費			85,836
	1 消防費		85,836
		消防庁舎等管理事業	16,212
		予防関係事業	306
		通信指令設備運用事業	69,318
9 教育費			1,833,110
	2 小学校費		1,331,055
		小学校維持管理事業	63,450
		小学校施設維持管理事業	3,050
		小学校施設整備事業	1,255,528
		小学校給食施設整備事業	9,027
	3 中学校費		376,751
		中学校維持管理事業	25,200
		中学校施設整備事業	351,551
	4 高等学校費		2,700
		高等学校維持管理事業	2,700
	5 幼稚園費		36,681
		幼稚園施設整備事業	36,681
	6 社会教育費		85,923
		コミュニティセンター整備事業	85,923
11 諸支出金			842,997
	1 公営企業費		842,997
		水道事業会計出資金	842,997
13 災害復旧費			320,950
	1 令和3年度発生土木施設災害復旧費		320,950

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		道路災害復旧事業	310,950
		下水道災害復旧事業	10,000
	合	計	13,042,685

議案第27号

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 卸売市場費			581,229
	1 卸売市場費		581,229
		中央卸売市場整備事業	581,229
	合	計	581,229

議案第28号

令和3年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 国道42号 事業費			704,300
	1 国道42号 事業費		704,300
		国道42号整備事業	704,300
合		計	704,300

令和3年度和歌山市一般会計

款	項	事業名	予算額
2	総務費		376,616
	1	総務管理費	10,000
		移住定住戦略事業	10,000
	4	戸籍住民基本台帳費	7,975
		転出・転入手続きワンストップ事業	7,975
	7	文化スポーツ費	358,641
		有吉佐和子記念館駐車場整備事業	5,650
		つつしが丘テニスコート場屋根整備事業	50,232
		つつしが丘テニスコート周辺駐車場等拠点避難地整備事業	302,759
3	民生費		12,069,545
	1	社会福祉費	6,308,251
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業	6,063,954
		生産活動拡大支援事業	1,800
		老人福祉施設等整備事業	26,520
		介護施設整備事業	157,680
		介護施設防災改修等支援事業	58,297
	3	児童福祉費	5,761,294
		子育て世帯臨時特別給付金事業	5,761,294

補正予算繰越明許費明細書

(単位 千円)

翌年度繰越額	左の財源内訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
270,832	5,650	262,675	2,507
4,700	-	4,700	-
4,700	-	国庫支出金 4,700	-
7,975	-	7,975	-
7,975	-	国庫支出金 7,975	-
258,157	5,650	250,000	2,507
5,650	繰入金 5,650	-	-
50,000	-	国庫支出金 25,000 市債 22,500	2,500
202,507	-	市債 202,500	7
6,113,488	10,426	6,103,062	-
6,102,054	-	6,102,054	-
6,015,900	-	国庫支出金 6,015,900	-
1,800	-	国庫支出金 1,800	-
14,536	-	国庫支出金 14,536	-
33,600	-	県支出金 33,600	-
36,218	-	国庫支出金 36,218	-
11,434	10,426	1,008	-
11,434	国庫支出金 10,426	国庫支出金 1,008	-

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額
4 衛生費			2,407,380
	1 保健衛生費		2,407,380
		畜場等施設管理事業	61,024
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,346,356
5 農林水産業費			147,485
	1 農業費		147,485
		農業施設維持事業	25,452
		農業施設改良事業	122,033
6 商工費			298,679
	1 商工費		122,000
		企業立地対策事業	122,000
	2 観光費		176,679
		観光誘客対策事業	1,000
		観光基盤整備事業	104,294
		和歌山城公園整備事業	71,385
7 土木費			4,923,208
	2 道路橋梁費		2,713,006
		道路維持事業	635,772

翌年度繰越額	左の財源内訳			
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
399,887	-	399,883	4	
399,887	-	399,883	4	
13,904	-	市債	13,900	4
385,983	-	国庫支出金	385,983	-
77,840	-		72,350	5,490
77,840	-		72,350	5,490
14,100	-	県支出金	12,100	2,000
63,740	-	県支出金債	29,850 30,400	3,490
148,184	15,000		106,514	26,670
45,000	-		22,500	22,500
45,000	-	国庫支出金	22,500	22,500
103,184	15,000		84,014	4,170
1,000	寄附金 1,000		-	-
70,994	-	国庫支出金債	32,912 34,200	3,882
31,190	寄附金 14,000	国庫支出金 県支出金債	13,751 351 2,800	288
2,949,561	-		2,856,620	92,941
1,749,501	-		1,713,820	35,681
108,538	-	国庫支出金債	47,562 42,600	18,376

(単位 千円)

款	項	事業名	予算額
		道路新設改良事業	23,000
		地方道整備事業	1,910,876
		交通安全施設整備事業	143,358
	3 河川費		340,041
		河川整備事業	45,138
		準用河川改修事業	294,903
	4 都市計画費		22,209
		都市計画決定事業	5,723
		まちづくり支援事業	7,562
		リノベーションまちづくり事業	4,900
		民間活力導入検討事業	4,024
	5 都市計画道路費		921,630
		都市計画事業県工事費負担金	170,799
		街路事業	750,831
	6 公園費		116,098
		公園整備事業	116,098
	7 下水道費		268,989
		水路維持事業	127,680

翌年度繰越額	左の財源内訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
5,055	-	市債 2,100	2,955
1,562,740	-	国庫支出金 808,800 市債 750,900	3,040
73,168	-	国庫支出金 31,458 市債 30,400	11,310
309,384	-	309,003	381
28,873	-	市債 28,500	373
280,511	-	国庫支出金 93,503 市債 187,000	8
22,033	-	8,255	13,778
5,723	-	-	5,723
7,386	-	国庫支出金 3,693	3,693
4,900	-	国庫支出金 2,350 その他 200	2,350
4,024	-	国庫支出金 2,012	2,012
693,090	-	689,615	3,475
131,350	-	市債 131,300	50
561,740	-	国庫支出金 294,615 市債 263,700	3,425
37,964	-	37,183	781
37,964	-	国庫支出金 17,783 市債 19,400	781
56,423	-	26,300	30,123
8,510	-	-	8,510

款	項	事業名	予算額
		下水道施設管理事業	93,706
		下水路整備事業	47,603
	8 住宅費	541,235	
	住宅管理事業	388,994	
	民間建築物耐震改修促進事業	152,241	
8 消防費			86,574
1 消防費			86,574
	消防庁舎等管理事業	16,212	
	予防関係事業	1,044	
	通信指令設備運用事業	69,318	
			1,975,270
9 教育費			1,975,270
2 小学校費			1,473,215
	小学校維持管理事業	63,450	
	小学校施設維持管理事業	3,050	
	小学校施設整備事業	1,397,688	
	小学校給食施設整備事業	9,027	
	3 中学校費		376,751
	中学校維持管理事業	25,200	

(単位 千円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
18,689	-	-	18,689
29,224	-	市 債 26,300	2,924
81,166	-	72,444	8,722
80,000	-	国庫支出金 35,811 市 債 35,800	8,389
1,166	-	国庫支出金 500 県 支 出 金 333	333
85,836	34,149	49,600	2,087
85,836	34,149	49,600	2,087
16,212	-	市 債 14,500	1,712
306	-	-	306
69,318	諸収入 34,149	市 債 35,100	69
1,833,110	32	1,825,052	8,026
1,331,055	32	1,327,485	3,538
63,450	-	国庫支出金 63,450	-
3,050	-	-	3,050
1,255,528	繰入金 32	国庫支出金 265,548 市 債 989,500	448
9,027	-	国庫支出金 687 市 債 8,300	40
376,751	-	376,718	33
25,200	-	国庫支出金 25,200	-

款	項	事業名	予算額
		中学校施設整備事業	351,551
	4 高等学校費		2,700
		高等学校維持管理事業	2,700
	5 幼稚園費		36,681
		幼稚園施設整備事業	36,681
	6 社会教育費		85,923
		コミュニティセンター整備事業	85,923
11 諸支出金			962,310
	1 公営企業費		962,310
		水道事業会計出資金	962,310
13 災害復旧費			472,216
	1 令和3年度発生土木施設災害復旧費		472,216
		道路災害復旧事業	461,216
		下水道災害復旧事業	11,000
合	計		23,719,283

(単位 千円)

翌年度繰越額	左の財源内訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
351,551	-	国庫支出金 111,318 市債 240,200	33
2,700	-	2,700	-
2,700	-	国庫支出金 2,700	-
36,681	-	36,632	49
36,681	-	国庫支出金 10,832 市債 25,800	49
85,923	-	81,517	4,406
85,923	-	国庫支出金 42,717 市債 38,800	4,406
842,997	-	842,900	97
842,997	-	842,900	97
842,997	-	市債 842,900	97
320,950	-	320,903	47
320,950	-	320,903	47
310,950	-	国庫支出金 207,403 市債 103,500	47
10,000	-	市債 10,000	-
13,042,685	65,257	12,839,559	137,869

令和3年度和歌山市卸売市場事業

款	項	事業名	予算額
1 卸売市場費			582,275
	1 卸売市場費		582,275
		中央卸売市場整備事業	582,275
合 計			582,275

特別会計補正予算繰越明許費明細書

(単位 千円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
581,229	-	576,683	4,546
581,229	-	576,683	4,546
581,229	-	国庫支出金 市 債 85,483 491,200	4,546
581,229	-	576,683	4,546

令和3年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業

款	項	事業名	予算額
1 国道42号 事業費			826,040
	1 国道42号 事業費		826,040
		国道42号整備事業	826,040
合 計			826,040

特別会計補正予算繰越明許費明細書

(単位 千円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
704,300	-	704,200	100
704,300	-	704,200	100
704,300	-	市 債	704,200
704,300	-		704,200

議案第29号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	坂田磯の浦線道路新設改良工事その9
工 事 場 所	和歌山市磯の浦地内
請 負 代 金 額	372,741,292円
契 約 の 相 手 方	和歌山市和歌浦南1丁目4-21 株式会社中山建設 代表取締役 中山善嗣
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第30号

令和4年度和歌山市一般会計予算

令和4年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,105,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		58,721,156
	1 市 民 税	22,382,180
	2 固 定 資 産 税	25,880,599
	3 軽 自 動 車 税	1,185,920
	4 市 た ば こ 税	2,769,268
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,246,082
	7 事 業 所 税	2,240,381
	8 入 湯 税	16,725
2 地 方 譲 与 税		858,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	128,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	521,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	164,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	45,000
3 利 子 割 交 付 金		50,000
	1 利 子 割 交 付 金	50,000
4 配 当 割 交 付 金		300,000
	1 配 当 割 交 付 金	300,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		419,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	419,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		728,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	728,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,326,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,326,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		17,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	17,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		86,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	86,000
10 地 方 特 例 交 付 金		336,000
	1 地 方 特 例 交 付 金 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金)	336,000
11 地 方 交 付 税		13,010,000
	1 地 方 交 付 税	13,010,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		49,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	49,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		298,305
	1 負 担 金	298,305
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,570,026
	1 使 用 料	1,847,844
	2 手 数 料	722,182
15 国 庫 支 出 金		32,468,870
	1 国 庫 負 担 金	24,288,056
	2 国 庫 補 助 金	2,861,247
	3 国 庫 交 付 金	5,306,664
	4 国 庫 委 託 金	12,903
16 県 支 出 金		11,273,293
	1 県 負 担 金	8,110,316
	2 県 補 助 金	2,379,252
	3 県 交 付 金	694,092
	4 県 委 託 金	86,133
	5 県 貸 付 金	3,500
17 財 産 収 入		608,992
	1 財 産 運 用 収 入	298,352
	2 財 産 売 払 収 入	310,640
18 寄 附 金		1,201,253
	1 寄 附 金	1,201,253

(単位 千円)

款	項	金額
19 繰入金		1,837,597
	1 基金繰入金	1,693,229
	2 特別会計繰入金	144,368
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		2,917,635
	1 延滞金・加算金及び過料	79,901
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,705,236
	4 受託事業収入	36,496
	5 弁償金	40
	6 物品売払収入	106
	7 雑収入	1,095,855
22 市債		8,029,300
	1 市債	8,029,300
歳入合計		144,105,428

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		873,278
	1 議会費	873,278
2 総務費		11,929,306
	1 総務管理費	7,358,523
	2 徴税費	1,548,940
	3 市民生活費	560,932
	4 戸籍住民基本台帳費	658,907
	5 選挙費	461,246
	6 統計調査費	52,541
	7 文化スポーツ費	1,116,029
	8 監査委員費	99,732
9 人事委員会費	72,456	
3 民生費		70,349,019
	1 社会福祉費	28,417,493
	2 生活保護費	17,887,751
	3 児童福祉費	19,809,436
	4 災害救助費	12,216
	5 年金保険費	3,725,401
6 市民福祉費	496,722	
4 衛生費		9,857,173
	1 保健衛生費	5,216,195
	2 清掃費	4,469,455
3 環境保全費	171,523	
5 農林水産業費		1,119,669
	1 農業費	785,889
	2 農林緑花費	116,781
3 水産業費	216,999	
6 商工費		3,839,767
	1 商工費	2,901,397

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	938,370
7 土 木 費		8,408,273
	1 土 木 管 理 費	952,597
	2 道 路 橋 梁 費	2,808,682
	3 河 川 費	329,804
	4 都 市 計 画 費	707,720
	5 都 市 計 画 道 路 費	775,914
	6 公 園 費	391,151
	7 下 水 道 費	299,668
	8 住 宅 費	2,142,737
8 消 防 費		4,639,552
	1 消 防 費	4,639,552
9 教 育 費		8,589,730
	1 教 育 総 務 費	2,120,171
	2 小 学 校 費	2,030,977
	3 中 学 校 費	742,307
	4 高 等 学 校 費	652,322
	5 幼 稚 園 費	483,960
	6 社 会 教 育 費	2,025,592
	7 保 健 体 育 費	534,401
10 公 債 費		16,256,146
	1 公 債 費	16,256,146
11 諸 支 出 金		8,173,515
	1 公 営 企 業 費	8,173,515
12 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		144,105,428

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災センター及び中央監視室等設備管理委託事業	令和5年度 } 令和6年度	65,694
合 計	計	65,694

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業(令和4年度募集分)	令和5年度 } 令和9年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計	計	-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化支援事業	令和5年度 } 令和7年度	33,980
合 計	計	33,980

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運営事業	令和5年度 } 令和9年度	67,730
合 計	計	67,730

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	42,450
合 計	計	42,450

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 5 年度	288
合 計		288

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍住民基本台帳業務委託事業	令和 5 年度 令和 9 年度	535,055
合 計		535,055

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県議会議員選挙事業	令和 5 年度	39,720
合 計		39,720

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙事業	令和 5 年度	49,337
合 計		49,337

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
つつじが丘総合公園整備事業	令和 5 年度 令和 7 年度	407,037
合 計		407,037

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センターシステム設置事業	令和 5 年度 令和 9 年度	47,405
合 計		47,405

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食品営業管理システム設置事業	令和 5 年度 令和 9 年度	12,366
合 計		12,366

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
動物管理システム設置事業	令和 5 年度 令和 9 年度	5,963
合 計		5,963

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
環境衛生検査事務	令和 5 年度 令和 11 年度	9,648
合 計		9,648

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター運転管理業務委託	令和 5 年度 令和 8 年度	1,105,819
合 計		1,105,819

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸汚泥再生処理センター運転管理業務委託	令和5年度 } 令和9年度	332,915
合 計		332,915

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	令和5年度 } 令和8年度	貸付限度額800,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
シニア・女性起業家支援資金利子補給事業	令和5年度 } 令和8年度	貸付限度額200,000千円の年1.0%を上限として利息相当額の1/2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策）利子補給事業	令和5年度 } 令和8年度	貸付限度額100,000千円の利息相当額
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道植栽管理業務委託	令和5年度 } 令和6年度	40,296
合 計		40,296

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校施設維持管理事業	令和5年度 } 令和14年度	8,465
合 計		8,465

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食民間調理場活用事業	令和5年度 } 令和15年度	1,074,191
合 計		1,074,191

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校施設維持管理事業	令和5年度 } 令和14年度	16,302
合 計		16,302

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災基盤整備事業	10,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
文化施設整備事業	4,300	〃	〃	〃
スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業	78,300	〃	〃	〃
公用自動車購入事業	800	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	25,600	〃	〃	〃
斎場整備事業	87,000	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	10,100	〃	〃	〃
環境保全事業	5,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	132,900	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	3,700	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	22,600	〃	〃	〃
駅前広場等改善事業	6,700	〃	〃	〃
道路施設改善事業	147,100	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	34,600	〃	〃	〃
地方道整備事業	707,400	〃	〃	〃
河川整備事業	43,600	〃	〃	〃
準用河川改修事業	93,400	〃	〃	〃
都市計画区工事負担金	56,800	〃	〃	〃
街路事業	373,800	〃	〃	〃
公園施設整備事業	60,700	〃	〃	〃
下水路整備事業	42,700	〃	〃	〃
住宅改善事業	536,100	〃	〃	〃
消防施設整備事業	225,400	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	83,300	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中学校施設整備事業	56,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
高等学校施設整備事業	10,500	〃	〃	〃
コミュニティ建設事業	25,200	〃	〃	〃
コミュニティ整備事業	21,600	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	463,700	〃	〃	〃
退職手当	389,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	4,007,000	〃	〃	〃
借換債	263,300	〃	〃	〃
計	8,029,300			

議案第31号

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,728,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		7,163,935
	1 国民健康保険料	7,163,935
2 使用料及び手数料		3,001
	1 手数料	3,001
3 県支出金		29,686,857
	1 県補助金	65,949
	2 県交付金	29,620,908
4 繰入金		3,672,218
	1 一般会計繰入金	3,672,218
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		202,701
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	202,700
歳入	合計	40,728,713

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		561,260
	1 総務管理費	561,260
2 保険給付費		29,392,460
	1 療養諸費	25,589,301
	2 高額療養費	3,675,600
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	109,159
	5 葬祭諸費	16,200
	6 傷病手当諸費	1,900
3 国民健康保険事業費納付金		10,250,727
	1 医療給付費分納付金	7,521,764
	2 後期高齢者支援金等分納付金	2,028,156
	3 介護納付金分納付金	700,807
4 共同事業拠出金		30
	1 共同事業拠出金	30
5 保健事業費		356,181
	1 特定健康診査等事業費	299,842
	2 保健事業費	56,339
6 公債費		4,439
	1 公債費	4,439
7 諸支出金		153,616
	1 償還金及び還付加算金	153,616
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		40,728,713

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	5,288
合	計	5,288

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険料収納対策事業	令和5年度 } 令和6年度	70,278
合	計	70,278

議案第32号

令和4年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ636,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	款	項	金額	
1	使用料及び手数料		246,776	
		1	使用料	246,775
		2	手数料	1
2	国庫支出金		300	
		1	国庫交付金	300
3	繰入金		171,610	
		1	一般会計繰入金	171,610
4	諸収入		111,428	
		1	雑収入	111,428
5	市債		106,700	
		1	市債	106,700
歳入合計			636,814	

歳出

(単位 千円)

歳出	款	項	金額
1	卸売市場費		558,237
		1	卸売市場費
2	公債費		78,477
		1	公債費
3	予備費		100
		1	予備費
歳出合計			636,814

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備事業	106,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	106,700			

議案第33号

令和4年度和歌山市土地造成事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,832,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,7

00,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		340
	1 使用料	340
2 財産収入		144,588
	1 財産運用収入	6
	2 財産売却収入	144,582
3 諸収入		1,687,255
	1 雑収入	1,687,255
歳入合計		1,832,183

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スカイタウン つつじが丘造成費		25,560
	1 宅地分譲事業費	25,560
2 公債費		181,407
	1 公債費	181,407
3 前年度繰上充用金		1,625,216
	1 前年度繰上充用金	1,625,216
歳出合計		1,832,183

議案第34号

令和4年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,916千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 繰越金		3,916
	1 東和歌山第二地区土地区画整理事業繰越金	3,916
(繰入金)		
	(東和歌山第二地区土地区画整理事業一般会計繰入金)	
(諸収入)		
	(東和歌山第二地区土地区画整理事業雑入)	
歳入合計		3,916

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区土地区画整理事業費		3,916
	1 東和歌山第二地区土地区画整理事業費	3,916
歳出合計		3,916

議案第35号

令和4年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,

000千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 諸 取 入		40,237
	1 貸 付 金 取 入	40,237
歳 入 合 計		40,237

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅改修資金貸付事業費		237
	1 住宅改修資金貸付事業費	237
2 前年度繰上充用金		40,000
	1 前年度繰上充用金	40,000
歳 出 合 計		40,237

議案第36号

令和4年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,796千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、610,

000千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 諸 取 入		613,796
	1 貸 付 金 取 入	255,456
	2 雑 入	358,340
歳 入 合 計		613,796

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金貸付事業費		4,745
	1 住宅新築資金貸付事業費	4,745
2 前年度繰上充用金		609,051
	1 前年度繰上充用金	609,051
歳 出 合 計		613,796

議案第37号

令和4年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		251,178
	1 貸 付 金 収 入	128,056
	2 雑 入	123,122
歳 入 合 計		251,178

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 宅地取得資金貸付事業費		2,347
	1 宅地取得資金貸付事業費	2,347
2 前年度繰上充用金		248,831
	1 前年度繰上充用金	248,831
歳 出 合 計		251,178

議案第38号

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,732,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,600,000千円と定める。

令和4年2月17日提出

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		199,789
	1 使用料	199,789
2 繰入金		1,548
	1 一般会計繰入金	1,548
3 諸収入		1,530,755
	1 雑収入	1,530,755
歳入合計		1,732,092

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		80,114
	1 駐車場管理費	80,114
2 道路駐車場管理費		104,678
	1 道路駐車場管理費	104,678
3 前年度繰上充用金		1,547,000
	1 前年度繰上充用金	1,547,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,732,092

議案第39号

令和4年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		472
	1 分担金	472
2 使用料及び手数料		32,072
	1 使用料	32,071
	2 手数料	1
3 繰入金		98,784
	1 一般会計繰入金	98,784
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
(市債)		
	(市債)	
歳入合計		131,329

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 漁業集落排水事業費		74,590
	1 漁業集落排水施設管理費	74,590
2 公債費		56,539
	1 公債費	56,539
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		131,329

議案第40号

令和4年度和歌山市農業集落排水事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		17,290
	1 使用料	17,289
	2 手数料	1
2 繰入金		98,608
	1 一般会計繰入金	98,608
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
(市債)		
	(市債)	
歳入合計		115,899

歳出 (単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		59,301
	1 農業集落排水施設管理費	59,301
2 公債費		56,398
	1 公債費	56,398
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		115,899

議案第41号

令和4年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ390,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,958
	1 一般会計繰入金	1,958
2 繰越金		269,451
	1 繰越金	269,451
3 諸収入		119,224
	1 貸付金収入	119,214
	2 雑収入	10
歳入合計		390,633

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		249,309
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	249,309
2 公債費		96,211
	1 公債費	96,211
3 諸支出金		45,113
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業繰出金	45,113
歳出合計		390,633

議案第42号

令和4年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,750,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1	介護保険料	7,660,745
	1 介護保険料	7,660,745
2	使用料及び手数料	1,363
	1 手数料	1,363
3	国庫支出金	10,976,219
	1 国庫負担金	7,604,527
	2 国庫交付金	3,371,692
	(国庫補助金)	
4	県支出金	5,695,915
	1 県負担金	5,486,744
	2 県交付金	209,171
5	支払基金交付金	11,256,790
	1 支払基金交付金	11,256,790
6	財産収入	467
	1 財産運用収入	467
7	繰入金	7,156,545
	1 一般会計繰入金	6,594,010
	2 基金繰入金	562,535
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	2,688
	1 雑収入	2,688
歳入合計		42,750,733

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1	総務費	761,091
	1 総務管理費	336,233
	2 介護認定費	424,858
2	保険給付費	40,291,492
	1 介護サービス等諸費	38,984,633
	2 高額介護サービス等費	1,106,426
	3 高額医療合算費	152,865
	4 市町村特別給付費	10,628
	5 その他諸費	36,940
3	地域支援事業費	1,579,917
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,393,842
	2 一般介護予防事業費	6,514
	3 包括的支援事業・任意事業費	173,899
	4 その他諸費	5,662
4	基金積立金	467
	1 基金積立金	467
5	諸支出金	112,766
	1 償還金及び還付加算金	13,511
	2 重層的支援体制整備事業繰出金	99,255
6	予備費	5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		42,750,733

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	7,276
合 計		7,276

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定事業	令和5年度	2,801
合 計		2,801

議案第43号

令和4年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,380,453千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,335,165
	1 後期高齢者医療保険料	4,335,165
2 使用料及び手数料		301
	1 手数料	301
3 繰入金		6,035,606
	1 一般会計繰入金	6,035,606
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		9,380
	1 雑収入	9,380
歳入合計		10,380,453

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		90,504
	1 総務管理費	90,504
2 後期高齢者医療 広域高連合者納付金		10,280,696
	1 後期高齢者医療 広域高連合者納付金	10,280,696
3 諸支出金		6,253
	1 償還金及び還付加算金	6,253
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		10,380,453

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和5年度	8,964
合	計	8,964

議案第44号

令和4年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和4年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,434,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		386,000
	1 財産売却収入	386,000
2 繰入金		212
	1 一般会計繰入金	212
3 市債		1,048,500
	1 市債	1,048,500
歳入	合計	1,434,712

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		1,434,712
	1 国道42号事業費	1,434,712
歳出	合計	1,434,712

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄事業用地 先行取得事業	1,048,500	証書借入又は 債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	1,048,500			

議案第45号

令和4年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	186,537戸
(2) 年間総配水量	47,683,000m ³
(3) 一日平均配水量	130,638m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,528,670千円
配水施設整備事業	112,593千円
原浄水施設新設改良事業	106,221千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,822,231千円
第1項 営 業 収 益	7,249,152千円
第2項 営 業 外 収 益	573,079千円
支 出	
第1款 水道事業費	7,187,540千円
第1項 営 業 費 用	6,287,965千円
第2項 営 業 外 費 用	857,878千円
第3項 特 別 損 失	11,697千円
第4項 予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額3,731,132千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2
31,077千円、過年度分損益勘定留保資金1,605,555千円及び当年度分損益勘定
留保資金1,894,500千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	2,039,270千円
第1項 企 業 債	1,520,700千円
第2項 出 資 金	463,718千円

第3項 負担金	54,852千円
(補助金)	千円
(固定資産売却代金)	千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	5,770,402千円
第1項 建設改良費	2,796,346千円
第2項 企業債償還金	2,974,056千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業ビジョン策定業務委託	令和5年度	13,563 ^{千円}
高台給水施設整備事業	令和5年度	62,872

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	1,473,700 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	47,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,116,491千円

(2) 交 際 費 90千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,062千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、232,749千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第46号

令和4年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	44工場
(2) 年間総配水量	93,682,000m ³
(3) 一日平均配水量	256,663m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	94,878千円
配水施設整備事業	28,193千円
原浄水施設新設改良事業	112,549千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,365,975千円
第1項 営業収益	2,274,307千円
第2項 営業外収益	91,668千円

支 出

第1款 工業用水道事業費	1,876,529千円
第1項 営業費用	1,673,606千円
第2項 営業外費用	192,923千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額293,710千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,780千円及び過年度分損益勘定留保資金275,930千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入	636,500千円
第1項 企業債	123,100千円
第2項 補助金	13,400千円
第3項 その他資本的収入	500,000千円
(負担金)	千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	930,210千円
第1項 建設改良費	240,747千円
第2項 企業債償還金	689,463千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	千円 57,500	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	14,900			
施設整備事業	50,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 323,754千円

(2) 交際費 90千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,402千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、75,238千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第47号

令和4年度和歌山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積 2,449ha
- (2) 年間処理水量 29,797,000m³
- (3) 一日平均処理水量 81,636m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 管渠整備事業 2,094,751千円
 - ポンプ場整備事業 912,405千円
 - 処理場整備事業 545,715千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 12,057,899千円
 - 第1項 営業収益 6,514,188千円
 - 第2項 営業外収益 5,543,711千円
- (特別利益) 千円

支 出

- 第1款 下水道事業費 10,985,729千円
 - 第1項 営業費用 9,740,259千円
 - 第2項 営業外費用 1,228,470千円
 - 第3項 特別損失 2,000千円
 - 第4項 予備費 15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,943,525千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,558千円、過年度分損益勘定留保資金1,042,126千円及び当年度分損益勘定留保資金3,750,841千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 下水道事業資本的収入 6,358,633千円
 - 第1項 企業債 3,577,100千円

- 第2項 補助金 1,977,919千円
 - 第3項 負担金 802,614千円
 - 第4項 分担金 1,000千円
- (固定資産売却代金) 千円

支 出

- 第1款 下水道事業資本的支出 11,302,158千円
 - 第1項 建設改良費 3,561,559千円
 - 第2項 企業債償還金 7,240,599千円
 - 第3項 他会計からの長期借入金償還金 500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和5年度から令和10年度まで	貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
管 渠 整 備 事 業	令和5年度	23,094
ポ ン プ 場 整 備 事 業	令和5年度	200,000
処 理 場 整 備 事 業	令和5年度から令和6年度まで	651,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,852,700	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和4年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	120,100			
資本費平準化債	1,604,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 889,465千円
(2) 交際費 90千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,697,333千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、209,619千円と定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第48号

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山市個人情報保護条例(平成12年条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改め、同条第9号中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第16条第1項」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第49号

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第24条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第50号

和歌山市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市こども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）その他法令により対象子どもの医療に要する費用の全部につき給付を受けることができる者」に改め、同項各号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係るこども医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係るこども医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第51号

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

和歌山市企業立地促進条例（平成12年条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例

和歌山市立体育館条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第4附属設備器具の部中

組立てステージ (河南総合体育館)	1脚 1回	120円
----------------------	-------	------

を

組立てステージ (河南総合体育館)	1脚 1回	120円
冷暖房設備 (市民体育館)	1時間（1時間未満の場合は、 1時間とする。）	4,400円

に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第53号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「及び四季の郷公園」を「、四季の郷公園及びつつじが丘総合公園」に改める。

第16条の4に次の1項を加える。

4 つつじが丘総合公園の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

(1) つつじが丘総合公園の使用の許可その他つつじが丘総合公園の管理運営に関する業務

(2) つつじが丘総合公園の維持管理に関する業務

別表第1 庭球場及び運動広場の項を次のように改める。

庭球場	中之島公園及びつつじが丘中央公園	1月1日から12月31日まで	7時から19時まで
	和歌山城公園		9時から19時まで
運動広場	西庄公園、高津公園、紀の川第2緑地、紀の川第3緑地、紀の川第4緑地、紀の川第5緑地、紀の川第7緑地、紀の川第8緑地、雄湊公園、和歌山城公園及び満屋広場	1月4日から12月28日まで	6時から19時まで
	中之島公園		6時から21時30分まで（夜間照明施設の使用は17時から21時30分まで）
		12月29日から翌年の1月3日まで	6時から19時まで

別表第2の4 有料施設の使用料（その1）の運動広場の項中「1,380円」を「1,380円（中之島公園における17時から21時30分までの使用については、2,070円）」に改める。

別表第2の6 有料施設の利用者が附属設備を使用する場合の使用料の表運動広場の項を次のよ

うに改める。

運動広場	夜間照明施設	3時間までであるとき。	6,080円
		3時間を超えて4時間30分までであるとき。	9,120円

附 則

- この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）の規定の例により行うことができる。

議案第54号

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2卸売業者市場使用料の項から加工所使用料の項までを次のように改める。

卸売業者市場使用料	青果部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額126円
		取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額126円
	水産物部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額486円
		取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額486円
低温売場使用料	青果部	使用面積 1平方メートルにつき月額709円	
荷さばき場使用料		使用面積 1平方メートルにつき月額296円	

詰所使用料		使用面積 1平方メートルにつき月額296円	
仲卸業者市場使用料	青果部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,259円
		取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,259円
	水産物部	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円
		取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円
総合食品センター事業者市場使用料		使用面積 1平方メートルにつき月額1,844円	
事務所使用料	青果部	使用面積 1平方メートルにつき月額907円	
	水産物部	使用面積 1平方メートルにつき月額1,414円	
倉庫使用料		使用面積 1平方メートルにつき月額489円	

保冷倉庫使用料		使用面積 1平方メートルにつき月額 762円
買荷保管所使用料	青果部	使用面積 1平方メートルにつき月額 1,160円
買荷保管積込所使用料	水産物部	使用面積 1平方メートルにつき月額 1,809円
加工所使用料	青果部	使用面積 1平方メートルにつき月額 660円
	水産物部	使用面積 1平方メートルにつき月額 1,029円

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第2卸売業者市場使用料の項から加工所使用料の項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第55号

行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部を改正する条例
行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表2土地以外のものを使用する場合の使用料の表備考3中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第56号

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の制定について
和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例

(設置)

第1条 旧四箇郷保育所が、天災、地変その他の不可抗力、建物構造の重大な欠陥等により、使用することができなくなった場合に実施する大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため、和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金及び第4条に規定する運用益金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第57号

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団設置等に関する条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除く。」の次に「第10条第2項及び第13条において同じ。」を加え、同項第1号中「居住」の次に「し、本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市の区域内に存する学校に在学」を加え、同条第2項を次のように改める。

2. 機能別消防団員は、本市に居住し、本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は本市の区域内に存する学校に在学する者であって、次の各号のいずれかに該当するもので機能別消防団員に必要な知識経験を有すると消防団長が認めるものうちから任命する。

- (1) 消防吏員であったことがある者
- (2) 消防団員であったことがある者
- (3) 18歳以上の者

第4条の次に次の1条を加える。

(休団)

第4条の2 長期間にわたって消防団活動に従事することができない消防団員（消防団長を除く。以下この条において同じ。）は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団をしようとするとき又は休団をしている消防団員が消防団活動を再開しようとするときは、あらかじめ文書により消防団長に願い出て、その承認を得なければならない。この場合において、消防団長は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 休団をしている消防団員には、休団の期間中、報酬を支給しない。

4 休団をしている消防団員については、第10条、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

第5条第1項第2号中「第15条第1項の表」を「第15条第2項の表」に改める。

第10条第2項中「（機能別消防団員を除く。第13条において同じ。）」を削り、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第15条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 消防団員の年額報酬の額及び費用弁償は、次の区分による。

区分	年額報酬額	費用弁償区分
団長	67,000円	9級
副団長	50,000円	8級
分団長	39,000円	7級
副分団長	33,000円	5級
部長	24,000円	3級
班長	23,000円	2級
団員	22,000円	1級
機能別消防団員	15,000円	3級（第3号機能別消防団員にあっては、1級）

3 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合における出勤報酬の額は、次の区分による。

区分	出勤報酬額	
災害及び警戒の場合	出勤に係る服務に従事した時間（以下「出勤時間」という。）が2時間以下のとき	2,000円
	出勤時間が2時間を超え6時間以下のとき	2,000円に1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。）ごとに1,000円を加算した額
	出勤時間が6時間を超えるとき	6,000円に6時間（6時間未満の端数があるときは、これを6時間に切り上げる。）ごとに2,000円を加算した額
訓練、警備、広報、演奏等の場合	出勤時間が6時間以下のとき	2,000円
	出勤時間が6時間を超えるとき	2,000円に6時間（6時間未満の端数があるときは、これを6時間に切り上げる。）ごとに2,000円を加算した額

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第58号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第59号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第7号ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同条第9号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第32条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第60号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月17日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和4年4月1日
契約の金額	10,928,500円を上限とする額
費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
契約の相手方	住所 西宮市桜町4番5号 氏名 守谷義広 資格 公認会計士